

憲法成立の原点と安保法制「成立」という現点から考える平和 Reflecting on Peace by Considering the Roots of the Japanese Constitution and Present-Day Security-Related Legislation

河上 暁弘

KAWAKAMI, Akihiro

1. 日本国憲法の歴史的意義

(1) 「1945年」の世界史的・日本史的意味

昨年2015年は、「戦後70年」の年であり、広島・長崎への原爆投下（被爆）70年の年でもあった。現在の日本において、あらためて約70年前の〈1945年〉の意味が問われているように思われる（中村・尹・天川・五十嵐編1995）。

1945年は、現代史の大きなターニングポイントであった。第二次世界大戦が、広島・長崎における核兵器の使用をきっかけに終結し、「人類が自己の破滅の鍵を掌中に握った時代」（サルトル）を迎えた。この「核時代」の到来は、世界の人々に人類滅亡の危機をリアルな問題として考えさせ、(1)核・戦争、(2)環境破壊、(3)資源・エネルギー問題などといった〈危機認識の共有〉という意味では、「地球は1つである」あるいは「地球は1つでなければならぬ」といった精神的共同体を地球規模で成立させた。また、他方で、人類が世界戦争をまがりなりにも終結させたということは、植民地の解放・独立を促し、また戦争と軍拡についての反省に基づいた平和の創造を生み出すきっかけをつくり出した。国際連合の成立も一応そうした潮流の中に位置づけられる。この国連を舞台にして、その後、「世界人権宣言」（1948年）、「国際人権規約」（1966年）をはじめとする「人権の国際化」も進んで行くこと

も併せて見ておきたい。その意味で、1945年は、人類滅亡といった危機認識の国境を越えた共有と平和や人権理念の地球規模への拡大と深化を生み出す原点の年であったと言い得るであろう。これら2つの要因を併せ、現代を「地球時代」（堀尾2005：38）^①ととらえたい。

また、1945年という年は、日本にとっては、敗戦の年であり、日本の近代史を大きく方向づけたアジア侵略・「大日本主義」路線の破綻を意味する。そして、同時に、日本国民は、「①自衛の名による侵略戦争、②国防のための軍拡による不可避の戦争誘発、③現代戦争、特に核戦争が地上の最大悪（ないし「絶対悪」）であることを身をもって知った」という「国民の三大経験」（深瀬1987：205）を持つこととなった。

このことを、現在と未来の平和の創造という点において架橋する現代日本の原点としてふまえ、戦争を加害・被害双方の意味で直接は経験しなかったという意味においては積極的な意義を持つ戦後約70年（およびそれを支えた国民の平和意識と日本国憲法の平和原則）を評価しつつ、他方で、戦後約70年の「平和」なるものが、非戦・非武装平和主義を基調とする日本国憲法の平和主義の空洞化、沖縄の米軍基地問題、戦争責任や戦後補償の問題等をしっかり問うことなく済ませてきたという点にも目を向

ける必要があるだろう（古関 2013 : 333）。

このとき、原点とすべきメルクマールは、やはり日本国憲法であるように思われる。平和・人権・民主主義を基調とする日本国憲法の成立は、戦前と戦後を大きく分ける重要な意味を持つ。また、とくに戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認を規定した第9条の成立は、「地球時代」の幕開けにふさわしい

「普遍的で意義深い希望の記念碑」（Overby 1994 : 148）でもあるだろう。

もちろん、日本国憲法は、何もないところから突然できたものではない。その内容には、人類史における叡智の集積、普遍的な潮流が盛り込まれており、そうした普遍的な憲法原理を継承した上で憲法典の内容が構成されていることは、注目すべきことであろう。

この点について、たとえば、松下圭一は、日本国憲法が世界史から受け継いだ普遍原理につき、①〈古代〉地中海文化圏の共和政治・「市民」参加、②〈中世〉ヨーロッパ文化圏の立憲主義・法の支配、③〈近代〉ヨーロッパ文化圏の基本的な人権・個人自由をあげ、さらに〈現代〉20世紀前半までの憲法理論の成果が日本国憲法に盛り込まれたものとして、①憲法25条の生活権（シビル・ミニマムの公共整備）、②「前文」の特に国民主権（政府信託論）、③第8章の地方自治の定位（分権化）、④第10章の国際条約の尊重（国際化）、⑤第9条1項の『不戦条約』条項の5つをあげている点は注目に値する（松下 2004 : 21）。

これらの松下の指摘の中で特に注目しておきたいのは、憲法第9条1項の「戦争放棄」条項である。この条項はいわゆる1928年の「不戦条約」条項^②を憲法に取り入れたものであるとされ、松下もとりあえずそのように位置づけている。しかし、私見に

よれば、憲法第9条はそれにとどまらず、この不戦条約のさらに背景にある「戦争非合法化（outlawry of war）」の思想を取り入れたものと考えられることができると思う。この「戦争非合法化」論（思想・運動）とは、侵略・自衛・制裁を問わず、あらゆる戦争を違法化・非合法化することを目指すものであり、これが不戦条約成立に大きな影響を与え、日本国憲法第9条の成立にも直接的な影響を与えたものと私は考えている（河上 2006）。従来、不戦条約は、侵略戦争違法化条約としてとらえられ、それが日本国憲法9条1項となったとの視点から、「自衛のための戦争などは許される」規定と解釈されることも多いが、そうではなく、同条項の真意は、戦争「制度」を違法化・廃絶することを目指す「戦争非合法化」の規定ととらえ返すべきと私は考える。さらに、日本国憲法では、この第9条1項の戦争放棄原則に加え、同条第2項で、ダメ押しする形で、戦力の不保持と交戦権の否認を規定し、非戦・非武装平和主義へと徹底した平和主義を採用している。そしてさらに、前文第2段の平和的生存権規定に見られるように、戦争の原因から取り除こうという真の意味での「積極的」な平和主義を取り入れているのが日本国憲法である（河上 2006, 河上 2012）。

そもそも近代立憲主義の本質は、人権を保障するために憲法を通じて国家権力を制限するところにある。この制限は、国内統治権力に対してのみならず、外交・戦争といった対外的な権力作用に対しても及ぶようになった。日本国憲法は、（国際連盟規約、不戦条約、国際連合憲章など）国際法における戦争違法化の潮流・伝統を正統に継承し、その上で、戦争と戦力の保持を憲法レベルで禁止し、国家の自衛権も放棄したという形で「徹底」をした「徹底的平和主義」である（普遍性と独自性を併せ持つ）。そ

の上で、日本国憲法は、戦争・武力行使がなければそれでよいとする「消極的平和主義」に留まらず、武力紛争の根本原因たる飢餓・貧困・差別・抑圧・搾取・生態系破壊等の「構造的暴力」の根絶・撤廃に向けた主体的努力、「全世界の国民」の平和的生存権の保障の確認、「正義と秩序に基づく国際平和」・武力によらざる平和の構築への能動的努力を宣言・規定した点で、「積極的平和主義」と言えるだろう。こうした日本国憲法の「徹底性」と「積極性」が、世界的な「普遍に向かって開かれた」（「開かれた普遍」—堀尾輝久）潮流を正統に受け継ぎ、さらに自らの持ち味を十分生かして非戦・非武装平和主義として「徹底」し、その独創性を発揮していることは、世界（史）的に見ても格別の注目に値することだと思われるのである（深瀬 1987, 堀尾 1994, 小林 2006, 河上 2012）。

また、これらの平和主義条項自体が、国家と軍事力を優先するこれまでの安全保障観に「パラダイム転換」（山内 2003）を起こしたとも言えると思われる。かつては「国家安全保障」の名の下、国家（中央政府）が軍事力によって国家（実際は統治権者等）の「安全」を保障するため、戦争で勝つためには、市民の犠牲を厭わず、また市民を動員し、その自由・人権を制限したり蔑ろにすることは当然とされた（特に現代戦争においてはその実態がより明らかになる）。しかし、広島・長崎での原爆投下の経験を経て、「核時代」に生まれた日本国憲法の「平和保障」観は、そうした発想とは 180 度異なるものである。むしろ、総力戦・全体戦争を特徴とする現代戦争の時代、とくに核時代において、戦争はその手段性を失い（戦争までして実現しなければならない正義などこの世には存在しない）、「人類共滅を避けること」（アインシュタイン）が最重要の課題とな

った。人類、そして地球を絶滅させる権利は誰も持っていないからである。また、そうであるからこそ、人類は二度と戦争を起こしてはならないし、また、たとえ一人の人間であっても、戦争という愚行・蛮行で傷つくことがあってはならない。そのためには、強大な軍備によって仮想敵からの攻撃に備え、たとえそのことがかえって戦争を引き起こす誘因になるにもかかわらず、それを「平和」と呼ぶような誤謬と愚行をやめることが必要であり、むしろ戦争をいかにしたら防ぐことができるか、戦争をいかにしたらなくすことができるか、いかにして真の平和をこの世の中に実現させるかということを実際に考え行動しなければならないと思われる。このことは、たとえば、「リメンバー・ヒロシマ・ナガサキ」ではなく「ノーモア・ヒロシマ・ナガサキ」を訴え、加害国アメリカへの復讐ではなく「他の誰にもこんな思いをさせてはいけない」との信念から核廃絶と世界平和のために行動し続けた広島・長崎のヒバクシャたちの訴えにもその精神が典型的に表れていることでもある（秋葉 2004）^③。核時代に生まれた日本国憲法は、こうした認識を前提として、人間の尊厳、個人の尊重を基礎とし、市民のかけがえのない生命と人権（平和的生存権）を守ることを最大目的とし（自らのいのちも他者のいのちも大切にす）、軍事力の保持と行使を禁止し、どこまでも非軍事・平和手段に徹する「平和保障」を追求し、「個人を国家の上におく」「力によらない」平和（浅井 2004）^④の構築を提起したものである。このことは、国家中心の安全保障から市民中心の「平和保障」への転換を意味するものと考えられる（河上 2012 : 186）。

(2)戦後70年と日本の「平和」

以上のような「原体験」ないし「原点」を、いま「戦後70年」の意味を考える上で、そして現在と未来の平和の創造という点において架橋する現代日本の原点としてふまえつつ、昨年、戦後70年を迎えた日本が、この70年間、国内総生産（GDP）等の面では、ただ戦後「復興」を成し遂げるだけにとどまらず、世界有数の「経済大国」とも言われるようになったことや、また、戦後70年間、戦争を加害・被害双方の意味で直接は経験しなかったことをいかに評価するか、また日本国憲法の平和主義理念や戦争責任や戦後補償等の問題等について十分に問われることなく済ませてきた日本の政治の現状をいかに考えるか、こうした問題が今ほど問われている時もないようにも思われる。

戦後日本は、大日本帝国の負の遺産を自覚的・主体的に克服する努力を怠ったまま、ある意味で戦前・戦後の連続性を維持したまま、パックス・アメリカーナに組み込まれることで、国際社会に「復帰」し、かつて侵略・植民地支配をしたアジア諸国の民衆と（戦争責任や戦後保障の点で）十分に向き合わず、また沖縄の軍事化・基地化を前提とした「平和」を享受してきたという側面を持つ。また、戦争の被害を繰り返さないこと、戦争に巻き込まれないことを重視した結果、戦後日本の平和主義（思想・運動・実践）はややもすると「しない」ことを重視する傾向（「しない平和主義」）も見られ、国際的に連帯して、「正義と秩序に基づく国際平和」を創り出す主体的で積極的な努力やそのための構想・政策論の提示の側面（「する平和主義」）が弱かったようにも思われる（君島2006：66-67）⁵⁾。

しかし、そういった不十分な点なり課題なりがあったとしても、他方で、戦後、日本が、憲法（特に

前文・9条）の厳しい制約とそれを支持する多くの国民の声や様々な社会運動、あるいは国際社会の声に大きな影響を受けて、ともかくも対外的な戦争・武力行使を行わないで来たことはきわめて重要な意義を有するようと思われる（渡辺2016：118）。

これまで、内閣法制局の解釈によって、(1)憲法9条の下で容認されるのは個別的自衛権だけであり、しかも必要最小限度に限られるという原則、(2)集団的自衛権の行使は憲法上容認されないという原則、(3)海外派兵は憲法上容認されないという原則、(4)自衛権発動の武力行使が容認されるのは「自衛権発動の三要件」[A. 我が国に対する急迫不正の侵害があること、B. この場合に他に適当な手段がないこと、C. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと]の場合に限られるという原則[自国への武力攻撃がないのに武力行使はできない]、(5)自衛隊が海外で活動する際の「武器使用」は隊員と隊員の管理下に入った者の生命を防衛するために限られるという原則、(6)米国に対する後方支援であっても米国の武力行使と一体を成すような事業内容・活動内容は憲法上容認されないという原則[武力行使そのものが許されないだけではなく、武力行使ではない輸送・補給・通信・医療・修理・整備・調達等の支援も外国軍隊の「武力行使と一体」となるようなものは違憲となる]という「6つの原則」（中村2008：349-361, 395-425, []は引用者による）が一応は遵守されてきたと言えよう。その結果、政府においても、集団的自衛権行使、攻撃的兵器保有（ICBMや攻撃型空母など）、海外派兵などは違憲と解釈され、さらに、政策原則ではあるが、非核三原則、武器輸出三原則、防衛費のGNP1%枠などが提示されてきた。また、自衛隊の海外派遣に際しても、武力行使が許されないというのみならず、（日本が直接

武力行使を行わないとしても）他国軍の武力行使と一体を成すような協力さえも許されないものとされた（「武力行使の一体化論」）。また、活動場所・範囲も「後方地域」ないし「非戦闘地域」（現に戦闘行為が行われておらず、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域）に限られ、「武器の使用」も（警察等と同様に）正当防衛・緊急避難の枠でしか許されない（正当防衛・緊急避難の場合に限られ、任務遂行や治安維持を理由とした武器使用は禁止される）というそれなりに厳しい枠がはめられてきた。これらは、単に内閣法制局が縛りをかけたということではなく、憲法9条の存在とそれを支持する多くの世論・運動なしには有り得なかったことであろう。憲法9条は決して空文となつたわけではない。むしろ、今でも一定の効力を有するからこそ、今日、憲法9条の改正が重大な政治争点となっているのである。

しかし、昨年2015年に、「戦後70年」を迎えた日本で、戦後最大の転換点にもなりかねない事態が進行している。2014年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定（以下「7・1閣議決定」と言う）での憲法解釈の変更を前提とした上で、2015年には、「安全保障」関連法案、すなわち「平和安全法制整備法案（10件の現行法の改正法）」及び「国際平和支援法案」の「成立」（2015年9月19日参議院「可決」）させた。日本は、再び軍事大国化・「戦争のできる国」への道を進んでいるように見える。今、〈自国が武力攻撃を受けない限り他国・他国民に対して武力行使はしない〉という戦後日本の最大の原則・「平和国家」としての国是が踏み破られようとしている。また、時の政権が政治的・政策的に必要だと考えれば法（特に憲法）を破ってよいとする専制的で「非立憲」的な政治手法が横行している。

これは、まさに、平和と立憲主義の危機的事態というほかない。私も、同法は、平和主義、立憲主義、安全保障論の3つの観点すべてから重大な問題を孕んでいると考える。

2. 「安全保障」法制の陥穽

「安全保障」法制の論点として、3つの論点を挙げておきたい。

第一の論点は、自国が武力攻撃を受けていないのに他国に対して武力行使を行うような国となるべきかという平和主義に関わる点である。

第二の論点は、集団的自衛権行使を憲法改正手続きによることなく内閣の憲法解釈の変更や国会の立法（法律）によって実現してよいのかという立憲主義にかかわる点である。

第三の論点は、今のアジア情勢・世界情勢下でそうした政策を実行すべきか、集団的自衛権行使容認や「安全保障」法制成立など安倍政権が進める政策の実行が果たして本当に日本や国際社会の民衆の「安全」を真に高めるものとなるのかという国際社会認識や政策判断にかかわる点である。

本稿では、字数の制限もあり、第一の論点を中心にとりあげることにしたい。

(1) 「7・1閣議決定」「新三要件」の法理

従来、自衛力の保持と個別的自衛権の行使としての武力行使を合憲と解する政府・内閣法制局の解釈（「自衛力合憲説」）⁶⁾であっても、自衛権の発動としての武力行使は、(1)「わが国に対する急迫不正の侵害があること」、(2)「これを排除するために他に適当な手段がないこと」、(3)「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」の3つに該当する場合に限られるとしてきた（旧「自衛権の三要件」）。

第一の要件は、「我が国」に武力攻撃が行われな
いのに他国への武力攻撃が行われたことを以て実力
(force=武力)行使を行う集団的自衛権行使の違
憲性を導き、第三の要件は、個別的自衛権に対する
限定として、ICBMや攻撃型空母など攻撃的兵器の
保持や(上記三要件を充たさない)海外派兵の違憲
性を導く根拠となってきた(浦田2012: ii, 37-
41)。

しかし、上記の「7・1閣議決定」では、「武力行
使」が可能となる「新三要件」として、(1)「我が
国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我
が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発
生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の
生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される
明白な危険がある場合」、(2)「これを排除し、我が
国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手
段がないとき」、(3)「必要最小限度の実力を行使す
ること」を提示した(「新三要件」・「武力行使の三
要件」)。

ここで特に注目すべきは、第一要件であろう。我
が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武
力攻撃が発生」した場合も、「我が国の存立が脅か
され、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底
から覆される明白な危険がある」と、時の政権が判
断すれば、「自衛のための措置」として、武力行使
を行うことがあり得るとされている(この措置の中
には、集団的自衛権行使のみならず集団安全保障の
ための武力行使も含みうる)ことは重大な問題であ
る。ここでは、これまでのような「我が国に対する
武力攻撃が発生した場合」という客観的な要件では
なく、そうした自国への武力攻撃がなくとも、他国
への攻撃が「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、

自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な
危険」があると政府ないし国会の多数派が判断すれ
ば武力行使が可能となるというような、かなり主観
性を伴う要件により(つまり、政府の恣意的な判断
を許しかねない基準により)、武力行使が可能とな
り、海外での武力行使を無制限に広げかねない危険
性を孕んでいるからである(客観的要件から主観的
要件への変化)。「我が国の存立が脅かされ、国民の
生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される
明白な危険」などといったどんなに限定的な語句を
修飾語として掲げようが、ともかく自国が武力攻撃
を受けてもいないのに武力行使をできるようにする
というような変化が小さな変化であろうはずもない
(渡辺2016: 88)⁽⁷⁾。

現在のところ、この要件を充たすためには、「国民
に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、
重大な被害が及ぶことが明らかな状況」があり、
「この要件に該当するかどうかについては、実際に
他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事
態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意
思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移
などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ
蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大
性などから、客観的、合理的に判断する」とし、ま
た、そうした状況が発生したことを、「単なる主観
的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑
いなく認められる」ことが必要との答弁がなされて
はいる(2014年7月14日衆議院予算委員会、横
島裕介内閣法制局長官)。また、自国防衛目的とは無
関係なまったくの他国防衛目的のような場合の集団
的自衛権行使は許されないともされている(同上横
島内閣法制局長官答弁、この点はすぐ後でも考察す
る)。

このような「7・1閣議決定」の論理は、従来の政府見解を変えるものではないという見解もある。たとえば、佐藤優は、次のように述べている。

「今回の問題は、個別的自衛権と警察権の範囲で全部処理できる内容だったと、私は考える。だから、外務省と内閣法制局の頭のよい官僚に『これと全く同じ内容を個別的自衛権で処理しろ』と言えば、見事に処理した文章を作ってきただろう。その意味で、個別的自衛権の枠を超えることが一切ないという枠組みを、安倍首相の『集団的自衛権という言葉を入れたい』というメンツを維持しながら実現したわけで、公明党としては、獲得すべきものは全部獲得した。」「実際に、私が知る外務省関係者やOBの間では、『これでは米国の期待に応えられないのではないか』と、今回の閣議決定に対する評価は高くない。むしろ集団的自衛権の行使を熱望していた人たちの野望を、今回の閣議決定で抑え込んだ形になっているというのが現実である。例えば、ホルムズ海峡での機雷除去に日本は参加できない。ここの国際航路帯はオマーンの領海内を通っており、そこを封鎖するため機雷を敷設すれば、国際法上、直ちに宣戦布告となり、戦争状態の場所には自衛隊は行けないということになる。こうした個別のことは見ていけば、懸念された問題は一つ一つ公明党が除去したことになる」（佐藤 2014）⁽⁸⁾

この解釈変更においては、安倍首相としては、ともかくにも集団的自衛権を認めさせたこと、公明党や内閣法制局（横畠裕介長官）としてはこれまでの実態を維持させたという点で双方に利益のあるものであったというわけである。また、木村草太も次のように述べる。

「『日本の存立を全うできない事態』というのは、つまり日本の主権が侵害される場合です。これまで

政府は、主権侵害があれば必要最小限度の自衛の措置がとれると言ってきました。日本への直接の武力攻撃はまさに主権侵害ですから、それを排除するための個別的自衛権を行使できます。今回の閣議決定は、『他国への武力攻撃』によって日本の主権が侵害される『明白な危険』が発生した場合には、それを排除できると言っています。では、それはどういう場合か。日本の主権は外国領域には及びませんから、単に外国で武力攻撃があっただけでは、日本の主権侵害にはなりません。今回の閣議決定の要件が充たされるのは、日本と他国が同時に攻撃を受ける場合に限られるでしょう。実は、こういう場合の反撃は、個別自衛権としても、集団的自衛権としても、正当化できます。要するに、個別的自衛権と重複する範囲なら集団的自衛権の行使を認める、というのが今回の閣議決定の内容です。集団的自衛権については政府解釈を変更していないと読むのが自然でしょう。」（木村 2014：21-22）⁽⁹⁾

この見解は、個別的自衛権と集団的自衛権が重複する範囲があることを前提とし、その部分について、主権侵害がある場合には日本は武力行使を行っても個別的自衛権行使の枠内で解釈可能な部分があり、今回の閣議決定はこの部分についての武力行使を認めたに過ぎず、従来の政府解釈を変更したものではないということのようである⁽¹⁰⁾。

もちろん、今後政府がこうした基準さえも逸脱しないように厳しくチェックしてゆく必要はそれとしてあるだろう。

しかし、そうは言っても、こうした基準が日本の武力行使をかなりの程度に「限定」を加え、これまでの政府（内閣法制局）見解の枠組みを維持したものと見ることは難しいのではなからうか。

そもそも、これまで政府は、国際法上の個別的自

衛権の行使だから憲法上許され、集団的自衛権の行使だから憲法上許されないと解釈してきたわけではなく、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合にこれを排除するための必要最小限度の実力の行使」以外に日本が武力行使を行うことは違憲と解してきたので、例えば、集団的自衛権の行使、他国の武力行使と一体化する後方支援（兵站支援）、我が国が武力攻撃を受けていない場合の機雷除去などはすべて憲法上許されないと解釈してきた。今回の閣議決定ではそうした行為は（少なくとも部分的には）許されると解することになったという点で、これまでの政府見解の枠組みを否定したものを見る他ない（水島 2014b）。

また、先に紹介した横畠内閣法制局長官の答弁では、自国防衛目的とは無関係なまったくの他国防衛目的のような場合の集団的自衛権行使は許されないとされているが、その答弁を引用すると、次の通りである。

「昭和 47 年見解における『いわゆる集団的自衛権』はまさにその集団的自衛権全般を指しているもの、と考えます。その意味で丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点においては、今回も変わっておりません。今般の閣議決定は、国際法上、集団的自衛権の行使が認められる場合のすべてについてその行使を認めるものではなく新三要件の下、あくまでも、我が国の存立を全うし国民を守るため、即ち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として一部限定された場合において、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございます。このような、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置としての武力の行使は、閣議決定にございます通り、『国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある』

ということでございます。しかしながら、それ以外の自国防衛と重ならない他国防衛のために武力を行使することが出来る権利として観念される『いわゆる』というのが先程の 72 年見解とぴったり同じであるかどうかあれですが、そのように観念される『いわゆる集団的自衛権』の行使を認めるものではございません。」（2014 年 7 月 14 日衆議院予算委員会）

この答弁では、「7・1 閣議決定」で武力行使が許される場合に、「国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある」とし、一部限定された集団的自衛権は認められることとなったことを認めた上で、しかし、「自国防衛と重ならない他国防衛のために武力を行使することが出来る権利」としての「いわゆる集団的自衛権の行使」を認めるものでないから、従来からの政府見解の基本的な枠組みに変更はないとしている。この問題はやや複雑だが、水島朝穂の次のような解説・分析が参考になるであろう。

つまり、横畠内閣法制局長官が言いたいのは、従来の政府見解では、憲法 9 条の下で認められる「自衛のための必要最小限度の実力の行使」にいう「自衛のため」とは、「我が国に対する武力攻撃の発生」を前提としていたが、「自衛のための必要最小限度の実力行使」という従来からの政府解釈は「自衛のため」としか言っておらず、今回の「閣議決定」で認めた集団的自衛権の一部行使も「自衛のため」であることに変わりないから、「従来の政府見解の延長線上にある」ということなのである。しかし、「自衛のため」であることには違いないからとして、「自衛のため」という要件の実質的内容を変更し、「我が国に対する武力攻撃が発生」しないと武力行使はできないということから、「我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として一部限定され

た場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認める」ことになってしまった。ここで、自国への武力攻撃という客観的な基準ではなく、自国防衛目的（「我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置」という主観的な要件を導入してしまったため、「自衛のための必要最小限度の実力行使」という文言は維持されていたとしても、「自衛のための」という言葉の実質的な意味内容は変更されたと解されるのである（水島2014b）⁽¹¹⁾。

(2) 「安全保障」法制における武力行使の拡大— 「存立危機事態」における集団的自衛権行使

そして、「7・1閣議決定」における憲法解釈の変更を前提として、昨年「成立」した「安全保障」法制では、自国が武力攻撃を受けていなくても、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であって、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（「存立危機事態」と判断された場合に、自衛隊の防衛出動（自衛隊法76条）ができ、さらに、集団的自衛権の行使を含む武力行使ができる（自衛隊法88条）ようにするという（いわゆる「集団的自衛権の限定容認」⁽¹²⁾）。

この「存立危機事態」の概念自体と認定基準の曖昧さ（恣意的認定の危険性）も重大問題であるが、さらに、その適用例と安倍首相などにより答弁されてきたのがホルムズ海峡などシーレーンに敷設された機雷の掃海（相手の武力を無力化するためのもので武力行使と一体視される）であった（衆議院平和安全法制特別委員会2015年5月27日安倍首相答弁では、海外での集団的自衛権が行使する事例として想定されるのはホルムズ海峡での機雷除去だけであ

り他の例は念頭にないとしている）。こうした経済目的の派兵も、戦争参加に安易に道を開く危険な企てと言う他ないように思われる（なお、2015年9月14日参議院平和安全法制特別委員会で安倍首相は、ホルムズ海峡の機雷除去について、「いま現在の国際情勢に照らせば、現実問題として発生することを具体的に想定しているものではない」と答弁した。）

(3) 「安全保障」法制における後方支援と武器使用の拡大

また、日本が行いうる米軍等への後方支援について、その条件や地理的限界、協力内容等が大幅に緩和されたことも無視できない。

1999年制定の周辺事態法では、米軍に対する後方支援は、「我が国周辺の地域」（周辺事態法第1条⁽¹³⁾）に限定されていた。また、日本周辺でない自衛隊の海外派遣については、国連平和維持活動

（PKO）については、（（1）紛争当事者間で停戦合意が成立、（2）受け入れ国を含む紛争当事者の同意、（3）中立的立場の厳守、（4）以上の条件が満たされない場合に撤収が可能、（5）武器使用は要員防護のための必要最小限に限るという「PKO参加5原則」の下で）PKO協力法によって行い、それ以外の場合には、個別法（テロ対策支援特措法やイラク支援特措法）を作り、個別・具体的に（武力行使や武力による威嚇の禁止、武力行使と一体化するような支援の禁止、「戦闘地域」での活動の禁止、正当防衛・緊急避難以外の武器使用の禁止などの）条件を定めた上で自衛隊の派遣を行ってきた。

しかし、今回の法改正により、後方支援ならば、「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」（「重要影響事態」）であれば、自衛隊を派遣できる

こととなった。また、仮に「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」でなくとも、「国際社会の平和と安全」を目的に自衛隊が他国軍を支援することが「国際平和支援法」（自衛隊海外派遣恒久法と言うべきもの）により可能となった（「国際平和対処事態」）。

そして、後方支援等に伴う地理的限定について言うならば、「重要影響事態」においても、「国際平和対処事態」においても、これまでの「戦闘地域」・「非戦闘地域」⁽¹⁴⁾の区別を廃止して、後方支援活動又は捜索救助活動は、「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為）が行われている現場では実施しないものとする」（重要影響事態法2条3項）と規定し、「現に戦闘行為…中略…が行われている現場」以外での活動を容認している（国際平和共同対処事態においても同様）。こうして、「戦闘地域」・「非戦闘地域」という従来の区別を廃止して、「現に戦闘を行っている現場」以外であれば（直前に戦闘を行っていた場所や直後に戦闘が行われる可能性が高い場所であっても）、米軍などを他国軍への支援（弾薬の提供、発信直前の航空機の給油も含む⁽¹⁵⁾）を可能とするように変更された点も重要である。

こうした兵站支援は、外国軍の武力行使と「一体化」する行為となる蓋然性が極めて高く、また、いくら「武力行使でない」と言ったところで、相手側からすれば敵対行動そのものであり、むしろ、現代戦争の勝敗の鍵を握るこうした支援活動（武器・弾薬・兵員の輸送等）こそ、真っ先に攻撃対象となりえよう。そして、相手から攻撃されれば、まさにそこが戦場となる。これは被害者になると同時に、「相手を殺す」加害者になることを覚悟しなければならない活動である。

そして、そもそも、いったん武力を行使した国は、その後、テロの標的にもなりかねず（国内テロの危険もある）、戦闘終了後の復興援助などにも関わらざるまい。これまで、自衛隊が、色々な問題点を含みながらも、集団的自衛権の行使の禁止・海外での武力行使禁止原則の下、たとえ海外に派遣されても、住民に銃を向けず一発の銃弾も撃たないできた独特の協力のあり方が、日本の復興援助を現地住民に受け入れさせてきたという点を忘れるべきではないだろう⁽¹⁶⁾。

(4) 立憲主義の見地から—安倍内閣の専制的・「クーデター」的手法の問題点

第二の論点は、以上のような軍事活動、とくに集団的自衛権行使容認を、憲法改正手続（国民投票による承認も含む）によらず、内閣の憲法解釈の変更（「解釈改憲」）によって実現すべきか、という立憲主義に関わる点である。そもそも、今回のように一内閣による憲法解釈変更による軍事権限の拡大を認めてしまえば、内閣が変われば理論上いくらでも憲法解釈が変更できることともなりかねず、際限がない（なお、私は内閣がこれまでの内閣の憲法解釈の変更が一切できないとは考えていない。かつて、「文民」の中に自衛隊員が含まれていたのを、憲法の理念に従い、より公権力の行使を慎重なものとする立場から見直し、軍事的な実力組織の構成員たる自衛隊員は「文民」には含まれず国務大臣になることはできないと解釈を変更した事例にも鑑み、憲法理念に沿って、公権力の行使をより制限するような憲法解釈の変更は許されるものとする。しかし、今回のように、公権力行使の制限を緩和し、政府ですらこれまで一貫して違憲と解していた集団的自衛権の行使を容認するようなことは立憲主義に明らか

に反するものとする)。これは、山を登る（集团的自衛権行使容認）のに崖から登る（解釈改憲）のような手法（木村草太⁽¹⁷⁾）とも言うるし、法秩序破壊の「クーデター」（石川健治⁽¹⁸⁾）とさえ言えるかもしれない。

(5)東アジア情勢の観点から—「安全」をもたらさない「安全保障」法制

第三の論点は、今の緊迫したアジア情勢の下で、今、そうした政策を実行すべきなのか、またそれによって日本を真の意味で「安全」にするのかという点である。東アジアがもし緊張しているのであれば、まず考えるべきは、いかにして緊張を減らすかということである。一部に、集团的自衛権行使や日米同盟強化が抑止力になるとの意見もあるが、日本の軍拡や同盟強化、そして武力行使機会の拡大こそ、相手国の軍拡等を正当化する効果をもたらしかねず、東アジアの緊張・軍拡競争、軍事衝突の危険性がかえって高まることになるだろう。こうした「安全保障のジレンマ」からいかに脱却するかということこそが最大の検討課題であろう。

「安全保障」法制の整備を推進しようとする論者は、日本をめぐる安全保障環境は厳しさを増すばかりであり、日本防衛のためにも「日米同盟」の強化は不可欠であり、そのためには日本が集团的自衛権を行使する必要があるという意見もある。また、日本が米軍に「守ってもらっている」と負い目を持つためなのか、「そうでなくなれば大変だ」とか、あるいは逆に「日本も米国ないし米軍を軍事的に守れるようにして対等になるべきだ」という声も聞こえてくる。

しかし、日米安保条約では、日本は米軍に基地を貸し、また日本の施政権が及ぶ範囲内の日本及び米

軍を守るために米軍とともに共同防衛を行うこととなっており、また、米軍はその基地を使い日本及び極東の安全のために行動することとなっていて、それ以上に日本が軍事行動する義務は日米安保条約にはもともとない（同条約第5・6条）。これに対して、日本が米軍に「守ってもらっている」と負い目を感じる必要はない。米軍は、自国の利益になるから、日本に駐留し、「極東」そしてアジア・太平洋地域における軍事的プレゼンスを確保しようとしているのである。

寺島実郎は、次のように指摘する。

「日本は『日米で連携して中国の脅威を抑え込む』戦略を展開しているつもりで、『沖縄米軍もそのために存在する』と期待する。だが、米国のアジア戦略の基軸は『アジアにおける米国の影響力の最大化』である。単純に『米中覇権争いの時代』と認識するのは間違いで、米中間に懸案事項は山積しているが、習近平就任以来の『米中首脳会談』『米中戦略経済対話』の内容を見ると、『新しい大国関係』として意思疎通を深めている点に注目すべきであり、『間違っても米中戦争だけは回避したい』という明確な共通意思が存在している。集团的自衛権に踏み込むことが、仮想敵国の攻撃をためらわせて戦争を回避する『抑止力』になるという説明は軍事オタクの空論で、核装備すれば相手は攻撃をためらうという

『核抑止論』にそのままエスカレートしていく論理である。軍事の論理ばかりが先行し、外交が後退している。最も賢い安全保障は脅威を作らないことであり、集团的自衛権だと大騒ぎして近隣との緊張関係を高めては大局的国益を損なう。」（寺島 2014：41）

ところで、なぜ国際環境が変化したら日本の集团的自衛権行使が必要とされるのだろうか？ そもそも

もいかなる国際環境の変化が日本の集団的自衛権行使を必要としているというのであろうか？

近年の国際安全保障環境の変化としてあげられるものとしては、(1)国際テロの脅威、(2)北朝鮮の核兵器保有とミサイル開発、(3)中国の台頭などがある⁽¹⁹⁾。

第1の国際テロの脅威に関しては、テロは軍事力では防げないことはおそらく自明のことではないかと思われる⁽²⁰⁾。むしろ、グローバリズムの中で極大化した貧富の差や経済的不公平を正して公正な分配をいかに実現するかが鍵であり、テロを生むその根本原因（貧困、差別、抑圧、搾取等）の逡減・解決の方策が求められるであろう。実際、米国が「対テロ」等を掲げて軍事介入・武力行使を行ったアフガニスタンやイラクなどにおいて、むしろ「テロの拡大再生産」が問題となっているのである。無理もない。「対テロ戦争」を行い、大量に人を殺せば、住民の中に復讐心を芽生えさせ、新たなテロリストを生み、またテロリスト以外の住民の中にも「テロ行為もやむなし」といったテロリスト勢力・集団を支持ないし容認する心情さえつくり出してしまふ。空爆や地上戦で、テロ関係者をいくら殺害しても、そのことが新たなテロを生み出すもととなるのである。テロリストとは本来「過激派」ないし「急進派」であり、目的達成のためならば暴力・殺人等を厭わないような人々であるから、通常人の目から見れば異様に見える人々であろう。平和な世の中においては、社会の中において、自然と浮き上がる（浮いてしまふ）人びとであるが、大きな不公平われ、暴力が支配する社会では一定期間支持を集めてしまふことがある。米国等の大国の軍事介入は、テロリストやテロ支援者（緩やかなものも含めて）を世界規模において「培養」・拡散しているのと同じ効果

をもたらしているのである。こうした米国とともに、日本が「対テロ」のために軍事力を行使することは、在外邦人へのテロ攻撃や日本国内にテロ攻撃を呼び込んでしまう危険性とあいまって、日本国民の安全の確保にも、世界の民衆の抱える飢餓・貧困などの諸問題の解決にも、まったく役立たないどころか、有害なものとなる可能性が高い。

第2の北朝鮮の核保有についても、北朝鮮の行動は、基本的に、「体制維持」のための、それなりに合理的選択の結果として行われていると分析できるものが多く、ミサイルは、攻撃・侵略のためのものというよりも、外交カード、外貨稼ぎ、最後の抑止力（使ったら自国の崩壊へ）としての意味合いがより大きいであろう。核武装も同様に、イラクのように軍事介入によって体制が崩壊させられないための外交カードないし最後の抑止力としての意味合いが強いように思われる。そもそも石油さえも中国の助けを借りないと確保できないとも言われ、特殊部隊のような安上りの部隊を使用しているような国が、全面的な戦争を行うとするならば、通常考えられるのは、そのような「無謀」なことをしてでも戦争をせざるを得ないような自国防衛上の理由（米国による先制攻撃を受けた場合など）があるときではなかろうか（浅井 2014 : 47-53, 柳澤 2014 : 51-52）⁽²¹⁾。

第3の中国の台頭に関しては、まず言えることは、利益が相反した米ソ関係とは異なり、米中は最大の経済パートナー（貿易、国債保有、投資）であり、両国は全面的な相互依存関係にあるので、戦争は互いを滅ぼすことにつながるということに注目しておく必要がある。米国の対中外交の姿勢は、一方で、グローバルな競争秩序の維持のための共同管理のパートナーとして中国を扱うことを基本とするが、反面、もし中国がアジア地域で独自の排他的な覇権を

求める場合には、米国は日本やオーストラリアなどの同盟国ともに中国を包囲するということになるであろう（渡辺 2014 : 81-82）。その意味で、前者の場合はもちろんのこと、後者の場合であっても、米国主導で日米が共同作戦行動をとることは歓迎されるであろうが、米国の意図と予測を離れて、日本が独自の活動を行い、領土問題等で中国との緊張関係が激化したり、エスカレートして日中の武力衝突が行われ、それに米国が巻き込まれることを米国としては歓迎しないということになると思われる。

また、中国の経済・社会の不安定化（一人っ子政策等による急速な高齢化、労働人口の低下、セーフティネット欠如、不動産バブル崩壊の可能性など）が見られ、経済成長を支える条件に脆弱性が見られるし、国内の貧富の差も依然として埋まってはいない。このような経済条件の下、空母開発・海洋進出といったところに経済・財政をつぎ込むような余裕がどの程度続くかは不透明である。また、中国の近年の強硬な姿勢が周辺国の反発や警戒を招き、中国にとってかえって不利な国際環境を招くという状況の中にある。こうした中、むしろ、米国は、中国との衝突回避のための危機管理のルールの共有化を進め、経済や紛争解決などの分野において国際的に既に共有されているルールに従うことが利益になるという説得を心に中国自身の変化を促している。いわば、抑止力からルール化という動きが見られることである（柳澤 2014 : 85-86, 柳澤 2015 : 117-119）。

なお、こうした中国の脆弱性を強調する議論に対しては別の議論もある。例えば、孫崎亨は、「中国の経済力が米国を追い抜くことは、世界では自明のこととして語られてい」て、すでに 2010 年には工業生産で米国を抜いた「中国が GDP で世界一になった時、軍事費支出でも世界一になり、「軍事力で

も中国が米国を追いつくと考えるのが妥当」としている（孫崎 2013 : 244-245）⁽²²⁾。しかし、たとえそうであっても、「中国をはじめとする新興市場国には、リベラルな国際秩序の基本ルールや原則をめぐって先進国に戦いを挑むつもりはない。むしろ、その枠内でより大きな権限とリーダーシップを得たいと望んでいるだけ」であり、リベラルな国際経済秩序で利益を得ている彼らはその秩序を維持するであろうと指摘するジョン・アイケンベリー（プリンストン大学教授）の説（『リベラルな世界秩序の未来』『フォーリン・アフェアーズ』2011 年 6 月号）や「世界各地にある中国街が典型である」ように「ソ連の共産主義と異なって、中国人は世界を自分流に変えようとはしない。むしろ自分を世界に合わせようとしている」から「中国は脅威をもたらさない、中国は適用することによって利益を得ることをめざす」と指摘するイヴァン・クラステフ（ブルガリア「自由貿易戦略センター」会長）の説（「権威主義的資本主義対民主主義（Authoritarian Capitalism Versus Democracy）」）などを引き（孫崎 2013 : 98-102）、また、「仮想敵国ナンバー1」の「中国に最も厳しい見方をする機関」であろう米国国防省（「中国の軍事力についての国防省報告」2009 年）においても、「中国の経済が拡大するにつれ、（海外の）中国市場と、金属や化石燃料を中心とする資源へのアクセスへの依存が増え、これが中国の戦略的行動を形作る重要な要素となっている」し、また、「中国共産党は、党がどう生き残るかで軍事戦略を決める。国民は共産党のイデオロギーを信じない。過度にナショナリズムを煽ると、矛先が共産党に向かってくる。政権は国民の生活向上を挙げることで支持を得ている。そのためには輸出市場を確保する必要がある」ので、「中国は西側と協調路線を取らざる

を得ない」といった分析（孫崎 2013：198-201）⁽²³⁾をしているのを引きつつ、中国はたとえ自国の一部と思っている地域に対する軍事行動はあったとしても、「自国周辺とは言えない国に軍事行動をとることはまずない」と指摘している（孫崎 2013：247）。

「安全保障のジレンマ」に陥っているように見える現在の東アジア情勢を好転させようと思うならば、まずは、各国政府・政治指導者たちが、国民の憎悪感情やナショナリズムを必要以上にかき立てないこと、国民の過度なナショナリズムをいかに沈静化するかが肝要であろう。ところが、今日の東アジアでは、日本ばかりではなく、韓国も、中国も、三国ともに、ナショナリズムを煽り、戦争を避ける方向とは逆の方向で行動しているという悲劇がそこにある（柳沢 2014：87）。日本では日本は専ら韓国や中国の反日的政策の被害者であって、安倍政権の対応はやむを得ない防衛的・防御的反応に基づくものであるかのようなとらえ方をする国民も多く見られるようであるが、その認識はあまりに自国中心主義的であろう。二国間にもめごとが起きるとき、相手国だけに責任があるという見方は、多くの場合、無知と偏見に基づくものであり、国の進路を誤らせるものとなりやすい。そして、もし「脅威」なるものがあるならば、まずその原因を探るべきであり（その原因は通常、自国にも他国双方にそれぞれある場合が多く、他国にのみ原因がある場合は少ない）、いかにすれば「脅威」を減らし無くして行くことができるか、少なくとも武力紛争にエスカレートしないようにできるかを考え、外交努力を傾注すべきである。一部の政治家、「制服」組、マスメディア、ネット民の煽動に同調して、頭から相手国を敵国扱いすることこそ、現実に不要な軋轢をつくり出す危険がある。東アジアで真に平和を確立しようとするならば、

安倍政権の軍事化・歴史修正主義の推進等も、東アジアにおけるナショナリズムを刺激し、また紛争の「火種」を不必要に提供していることを自覚するところからスタートすべきではないだろうか。

3. 安保関連法「成立」後の日本の平和政策の課題

安保関連法の「成立」を受けて、今後の課題を提起しておきたいと思う（集団的自衛権問題研究会の川崎哲代表の2015年9月19日の代表声明 [<http://www.sjmk.org>] の枠組みを参考とした）。

第1に、強行採決の無効性を問うことである⁽²⁴⁾。参議院特別委員会9月17日の採決が参議院規則や先例の要件を充たしていないという重大な疑義が提起されている（醍醐聡東京大学名誉教授等、賛同署名も3万人を超える）。委員長不信任動議否決後、まず委員長による委員会再開の宣言がなされていない（委員会は未再開の状態にあった）。さらに、直前に開催された地方公聴会の委員会への報告もなく（参議院先例280「派遣委員は、調査の結果について報告する」に違反する）、委員長不信任動議前に委員長職権で行おうとしていた総括質疑も行われず、そして、通常そうした質疑中に行われる質疑打ち切り及び採決を求める動議の提案も、法案の採決も、（少なくとも外見上は）行われていない（なお、速記録には、「発言する者が多く、議場騒然、聴取不能」と記されており、採決等が行われた記録はない）。しかも、委員長に最初に詰め寄ったのは与党議員（さらに多くは部外者たる委員外の議員とされる）であり、それが委員長を取り囲んだ中で一連の手続きを進めたのは前代未聞であり、これは議員の表決権が侵害された事態と評すべきであろう（参議院規則は、「議長は、表決を採ろうとするときは、

表決に付する問題を宣告する」(136条1項)、「議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、その可否の結果を宣告する」(137条1項)と定めているがこれらを推測させるような手続きすらとられているようには見えない)。こうした「表決」はこれまで幾度か行われてきた諸々の強行採決と比較しても全く異常なものであり、無効を主張する声が院内・院外を問わず澎湃としてあがっているのも全く自然なことであろう。

第2に、集団的自衛権行使を含む法案のそもそもの違憲性を問うことである。集団的自衛権行使等を認める2015年7月1日の閣議決定や安保法案は、憲法研究者(9割以上ともされる)、日弁連、院内閣法制局長官、元最高裁判事・長官を含む(左右・保革を問わない)「法律家共同体」のコンセンサス(長谷部恭男²⁵⁾)をも大きく踏み破る暴挙とすべきである。この結果、2016年4月26日には、安全保障法制違憲訴訟が提訴されてもいる(東京地方裁判所2016年4月26日提訴「自衛隊出動差止め等請求事件」及び「国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求事件」)。同法が国民の平和的生存を脅かすという点で人格権ないし平和的生存権を侵害する危険性が大きい以上、こうした違憲訴訟も含めて、前記閣議決定や法律の違憲無効性等を問い続けることの重要性を指摘しておきたい。

第3に、安倍政権の政治責任を問うことである。安倍政権の問題点は、個別の法律・政策が違憲であるということだけではなく、憲法を軽視し、憲法を蔑ろにする政治姿勢そのものが「非立憲」的であるということである。安全保障政策上必要であれば「法的安定性は関係ない」(磯崎陽輔首相補佐官)との発言は一補佐官の個人的見解というよりも安倍

政権全体の政治姿勢の本音を示したものであるように見える。国際社会において、「法の支配」を常々強調する安倍首相自身が「法治」ではなく「人治」(法律の禁止規定ではなく首相判断への信任・委任を強調)に傾いた答弁を繰り返しているが、これは首相自身が選挙で勝てば何をやってもいい(気に入らなければ次の選挙で政権を変えればいい)という独自の民主主義観を持っているためであろう(1930年代ドイツの政治状況を想起させられる)。もし、こうした政治情勢を転換しようとするならば、多様性を維持しつつも、沖縄辺野古問題や訓練・運用面の日米一体化や立憲主義遵守などの平和・自治・立憲主義を問う諸々の運動の団結・拡大・深化が課題であり、そして、選挙を通じて安保法制廃止や執行停止を可能とするような政治情勢をつくる必要があるであろう(一院でも反対派が多数をとれば法律が実行できなくなる)。

第4に、法運用でせめて相手国が日本へ武力攻撃(あるいはその実行の着手)をした事態に限定していくことである。集団的自衛権行使についても、あくまでも自国防衛目的に限られ、他国防衛目的の武力行使は禁止されているとの答弁や自国が「武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」であり、「単なる主観的な判断や推測等ではなく客観的かつ合理的に疑いなく」「危険が明白」でない限り「存立危機事態」の要件を充たさないという現在の政府見解の枠組みの遵守が最低限必要である。そのためには、安全保障の領域を聖域とはしない、国民の知る権利の十全な保障と国会による十分な審議・統制が不可欠である(特定秘密保護法廃止も課題となる)。

第5に、明文改憲問題への向き合い方についてである。今後、「実態に合わせて憲法を変えよう」と

いう改憲攻勢は強まるであろう。

しかし今、最大の憲法問題は、憲法自身を変えることよりも、むしろ多くの可能性を持った日本国憲法を持ちながら、それが実現されていないことにこそあるように私には思われる。平和、環境、情報公開、表現の自由、男女共同参画、差別の禁止、教育内容への国家介入、社会保障、貧困・格差問題、死刑制度、刑事手続、戦後補償、地方自治・分権改革など、これらの問題の解決・改善のために現行憲法は全く障害にならない。むしろ、改憲よりも、憲法理念を実行するための法律、すなわち憲法関連法の整備こそ優先されなければならないと思われる。そして、今のような政治情勢の下で、憲法や「法治」そのものを軽んじる今の政治家たちに憲法に手をつけさせること自体の危険性もあらためて考える必要があるだろう。

注

(1)堀尾輝久は、地球時代を「地球上に存在するすべてのものが一つの運命的な絆によって結ばれている感覚ないし意識が、地球規模で広がり、共有されていく時代」(堀尾 2005 : 38)と位置づけ、その始まりを1945年としている。

(2)不戦条約(「戦争放棄に関する条約」)第1条は、次のように規定している。

「締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス」

(3)秋葉忠利(前広島市長)は、被爆者が「こんな思いは他の誰にもさせてはならない」として、憎しみ・報復の連鎖ではなく、和解と核戦争阻止そして核廃絶を訴えてきたことの意義を指摘している(秋

葉 2004 : 7, 26-27)。

(4)浅井基文は、「個人を国家の上におく」国家観と「力によらない」平和観が、「人類の歴史の歩みにおいて生み出され、育まれてきた普遍性を備えた考え方であるということ」に「確信」を持つことの重要性を説いている(浅井 2004 : 248)。

(5)君島東彦は、戦後日本について、次のように指摘している。

「2015年、われわれはアジア太平洋戦争の敗戦70年を迎える。大日本帝国の負の遺産を自覚的・主体的に克服する努力が不足したまま、パックス・アメリカーナに組み込まれることで『国際社会に復帰』した戦後日本は、それでもなお、被爆体験を含む敗戦体験と憲法平和主義を拠り所として、軍事力を脱正統化し、軍事力を自制する法制度・政策を維持して、『平和国家』として歩んできた。もちろん『平和国家』70年に多くの弱点がある。かつて植民地支配し、侵略したアジア諸地域の人々に対する加害責任の自覚の弱さ、朝鮮半島と沖縄の軍事化が『日本の平和』とセットになっている面があること、戦後日本の平和主義は孤立主義的な傾向が強く、平和で公正な世界秩序をつくり出していく主体的・非軍事的な努力が弱かったこと等々。」(日本平和学会2015年度春季研究大会大会テーマ「敗戦後70年の地点で平和を再定位する—ヒロシマで考えるアジア太平洋平和秩序への道筋」の君島東彦日本平和学会第21期企画委員長の「開催趣旨」<http://www.psj.org/2015年度-春季研究大会/>)

(6)なお、私自身は、内閣法制局の憲法解釈に賛成しているわけではない。しかし、たとえそれを批判するにしても、この解釈が現実政治を動かしてきたという厳然たる事実、また官僚にとって最も核心をつく批判は論理内在的な批判であることなどを踏ま

えれば、その解釈に批判的な論者も含めて、内閣法制局の憲法9条解釈の内容と理論をよく理解しておく必要があるとは考えている（河上2013）。

(7) 渡辺治は、「どんなに長い条件がつこうが、わが国が武力行使をされなくても武力の行使が認められることには変わりがない」、「自国に対する武力攻撃に対して武力を行使するのか、自国への武力行使がなくとも発動するののかの間には万里の長城がある」と指摘している（渡辺2016:88）。

(8) なお、この佐藤見解に対して、水島朝穂は、次のように批判する（水島2014a）。例えば、佐藤が述べる、「ホルムズ海峡での機雷除去に日本は参加できない。この国際航路帯はオマーンの領海内を通過しており、そこを封鎖するため機雷を敷設すれば、国際法上、直ちに宣戦布告となり、戦争状態の場所には自衛隊は行けないということになる。こうした個別のことを見ていけば、懸念された問題は一つ一つ公明党が除去したことになる」といった部分について、「この佐藤氏の認識は誤りである。菅義偉官房長官は7月3日のNHK『クローズアップ現代』（7月14日付「直言」で触れた）で、集団的自衛権を使って中東ペルシャ湾のホルムズ海峡で機雷除去を行うことについて、『(武力行使のための)新3要件を満たす場合に限り、(自衛隊が)機雷を除去しに行くことは可能だ』と述べ、機雷除去に地理的制限はないとの考えを示した。内閣官房のウェブページでも、『【問16】日本は石油のために戦争するようになるのではないか?』について『【答】憲法上許されるのは、あくまでも我が国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限の自衛の措置だけです』としており、『我が国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限の自衛の措置』であれば、ホルムズ海峡での

機雷除去に日本は参加できるのである。間に正面から答えていないようだが、役人流の言葉づかいで

『石油のために戦争することができる場合があります』と答えているのである。また、佐藤氏は、集団的自衛権行使と武力行使の一体化論を混同している。両者はまったく別物である。閣議決定には『我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない』と書いてあるが、これは武力行使一体化論についての記述である。集団的自衛権行使について、『戦争状態の場所には自衛隊は行けない』などと閣議決定のどこにも書いていない。そもそも、安倍の『お母さんと子どもたちを乗せた米艦パネル』は、戦争状態の場所に自衛隊が行くということを書いており、集団的自衛権を行使する場合に『戦争状態の場所』に自衛隊が行かないわけがないではないか」と指摘している。

(9) ただし、「集団的自衛権については政府解釈は変更されていないと読むのが自然」と主張する木村草太も、「総理や外相は閉会中国会審議の中で、石油価格の高騰や、日米同盟が揺らぎ、つまりアメリカに不快感を与えることが『日本の存立を全うできなくする事態』に当たると言っている。しかし、そうした事例は、日本の主権侵害ではありません。そもそも『石油価格が上がりそうなら武力行使OK』という憲法は、平和憲法ではないでしょう。総理は、今回の閣議決定の法的内容を誤解しています」と指摘している（木村2014:22）。

(10) VIDEO NEWS「国会質問で見えてきた集団的自衛権論争の核心部分」（ゲスト：木村草太 <http://www.videonews.com/commentary/140719-02/>) 参照。このwebでの解説では、「憲法学者の木村草太首都大学東京准教授は、この国会審議で政府が今回行った

集団的自衛権の容認は、実はこれまでの憲法解釈を変更し、これまでは足を踏み入れることが認められていなかった『集団的自衛権』の領域に足を踏み入れるものではないことが明らかになったと指摘する。閣議決定で『集団的自衛権』と呼んでいるものは、実際は個別的自衛権と集団的自衛権が重複する領域にある事象で、今回政府はそれを必死になって探し出し、それを集めたものを無理矢理『集団的自衛権』と呼んでいるだけであって、実際はこれまでの個別的自衛権の範囲を一切超えるものではないと木村氏は言うのだ、また「木村氏はこれまで政府が『個別的自衛権』として容認してきたものの中に、集団的自衛権と重複する部分、つまり個別的自衛権の範疇だと言うこともできるし、集団的自衛権の枠内に当てはめることもできる事象は少なからずあったことから、今回の8事象の容認というのも、実際には過去の重複部分の容認と変わるものではないと指摘する。」「そもそも自民党と連立を組む公明党は集団的自衛権を行使するためにはあくまで憲法改正が必要になるとの立場を崩していない。その公明党が今回の政府案を容認した背景には、公明党にとってはこれが個別的自衛権の範疇を出るものではないと解釈することが可能なものだったからに他ならない。しかし、理由は定かではないが、安倍政権、いや特に安倍首相自身がどうしても『集団的自衛権の行使が可能になった』と言いたがっている。ならば、『当てはめ』次第でそう強弁しても嘘にはならない事例を、内閣法制局と公明党が合作したというのが、今回のいわゆる『集団的自衛権の容認』劇の核心だったということになる」としている。

(11)水島朝穂は、この点について、次のように述べている(水島2014b)。

「従来、『自衛のための必要最小限度の実力の行

使』にいう『自衛のための』は、『我が国に対する武力攻撃の発生』を前提としていた。外形的事実である。『我が国に対する武力攻撃の発生』という客観的な要件を課していたので、武力行使の濫用の危険性が最小限に抑えられており、『他国に対する武力攻撃の発生』であればいかに自国防衛の目的でも武力行使はできなかったのである。ところが、今回の『閣議決定』の理屈は、『自衛のための必要最小限度の実力行使』という従来からの政府解釈は『自衛のため』としかいっておらず、『閣議決定』で認めた集団的自衛権の一部行使も『自衛のため』であることに変わらないから、『従来の政府見解の延長線上にある』ということであろう。だが、前述の『集団的自衛権行使のためには憲法改正が必要』という角田内閣法制局長官答弁からすれば、『閣議決定』は憲法改正をしないで集団的自衛権行使の一部を認めてしまったわけで、『自衛のための必要最小限度の実力行使』という文言は維持されていても、『自衛のための』の実質的な意味内容は変えられてしまったのである。法律学的には、『集団的自衛権の一部行使が可能』と法律効果が変わってしまったのに、『自衛のための』という法律要件の実質的内容が変わっていないはずがないではないか。」

水島はさらに、「横島内閣法制局長官は、『我が国及び国民に深刻、重大な害が及ぶ、その危険が現実にあるというときに、さすがの憲法第九条においても武力の行使を認めると、さすがの憲法も武力の行使を禁じているということまでは解されないということで一貫している』(参議院予算委員会2014年7月15日)と答弁し、『我が国に対する武力攻撃がなくても、我が国及び国民に深刻、重大な害が及ぶ、その危険が現実にあるというとき』の一類型を『自衛のため』に含まれるとして、『自衛のため』の中

身を広げてしまった」とも指摘し、またそうした解釈が戦前において濫用された経験（海軍大臣官房編『軍艦外務令解説』[1938年]において、「自衛権ヲ行使シ得ル条件」として、「(1) 国家又ハ其ノ国民ニ対シ、急迫セル危害アルコト」が挙げられていたが、その行使例が満州事変や上海事変であったこと）にも鑑みて、『閣議決定』を冷静に、また『淡々とした法律論』として読んでいけば、『集团的自衛権について政府解釈は変更されていない』とは決して言い切れないことがわかるだろう。7.1『閣議決定』に対する過小評価、あるいは過度の楽観論がもたらす効果は、論者の主観的意図を超えて、今後の法整備における批判の軸足を曖昧にし、安倍政権の暴走に結果的には手を貸すおそれなしとしない」と指摘している（水島 2014b）。

(12)集团的自衛権行使容認に至る政府の憲法解釈の論理等について、浦田一郎『集团的自衛権限定容認とは何か—憲法的、批判的分析』日本評論社、2016年（浦田 2016）等、参照。

(13)周辺事態法第1条では、「周辺事態」を「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と定義づけ、「我が国周辺の地域における」事態であることを明記していた。

(14)「非戦闘地域」とは、「現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域とされる（テロ特措法第2条3項、イラク特措法第2条3項）。

(15)他国軍隊への物品や役務の提供については、か

つて周辺事態法（1999年）の「別表」の「備考」において、「一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。」「二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」と規定されていた。これに対して、国際平和支援法（2015年）では、「別表」の「備考」において、「物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。」とのみ規定され、「弾薬を含む」という文言や「発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まない」といった文言は削除された。この法的意味について、中谷元防衛大臣は、「弾薬の提供ですよ、それをできるようにいたしました」、「弾薬は武器じゃありません。弾薬は弾薬です」、「一般の平和安全法制においては、自衛隊は、弾薬、これを他国の軍隊等に提供することが可能になります。新たに提供可能となる弾薬とは、武器とともに用いられる火薬類を使用した消耗品でありまして、例えば拳銃弾、小銃弾などがございます。これに対して、提供対象とならない武器とは、直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置でありまして、例えば拳銃、小銃、機関銃など、消耗品ではないものでございます」と答弁し、また、「今回の法律の制定時であります、まず、現行法の制定時においては米軍からのニーズがなかったということで、弾薬の提供と戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備について、支援内容、これから除いていたわけでありまして、その後、日米の防衛協力、これが進展をし、またガイドラインの見直し、これを進められた協議の中で、米側からは、これらを含む幅広い後方支援、これの期待が示されたということでございます。現に、南スーダンのPKOにおきましても、

参加している陸上自衛隊の部隊が国連からの要請を受けて韓国の部隊のために弾薬提供を行ったというようなこともございまして、今回、実際の支援のニーズが生じているということで、弾薬の提供、そして、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備について実施するように措置をする必要があるというふうに考えたわけでございます」、とも答弁している（参議院平和安全法制特別委員会 2015年7月30日）。

(16)柳澤協二は、この点に関して、「戦後の日本は、アジア諸国の経済成長に貢献し、国際平和協力でも『銃を使わない』、現地の要望に配慮した独自の活動をしてきた。武器輸出を行わない国として、軍縮に先導的な役割も果たしてきた。これは、日本が築いてきたブランド」であると述べている（柳澤 2014: 87）。

(17)木村草太は、次のように述べる。「集団的自衛権の行使を容認するのか、その手段として解釈改憲が適当か。二つを分けて考えるべきだ。登山にたとえると、政府は『あの山（集団的自衛権の行使）にこの崖（解釈改憲）から登ろう』と言っている。山に登るかは意見が分かれるが、憲法学者として、そもそもこの崖からは登れないと指摘したい。登ろうとすると、訴訟リスクが待ち受けているからだ。国家は、憲法で禁止された行動ができないだけでなく、憲法に根拠規定がない行動もできない。違憲だと訴えられたら致命的だ。」（朝日新聞朝刊 2014年6月7日第4面）

(18)石川健次は、「7・1閣議決定」について次のように指摘している。

「内容だけでなく手続きにも問題があります。確立した政府見解を現政府が自由に変更できるという主張は、契約者には契約を破る自由があるという主

張と同じ。政治社会や契約社会を支える高次のルールを壊してしまう。高次のルールを力で破るのは、非立憲的な専制権力。過去の政府に対して、現政府が法秩序の連続性を破壊するのは、クーデターそのもの。これを押し戻せるか。立憲的権力か非立憲的権力かの瀬戸際です。」（『週刊朝日』2015年9月11日22頁）

(19)『読売新聞』朝刊 2014年6月28日社説は、次のように述べて、集団的自衛権行使の正当性を弁証しようとしている。

「日本の安全保障環境は根本的に変容している。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロの脅威などを踏まえれば、どの国も一国のみで平和を守ることはできない。日本が世界とアジアの安定に貢献し、同盟国の米国や友好国と緊密に連携することが、日本自身の平和と安全の確保につながる。集団的自衛権の行使は、そのための重要なカードである。」

(20)この点に関して、柳澤協二は、次のように指摘する。

「そもそもの議論として、テロに対して、国家を相手に軍事的対応をとることには限界がある。…中略…アフガニスタン・イラク戦争を経て、イスラム過激派によるテロは拡散・土着化している。各国はそれぞれの国内のテロ対策を強化するとともに、情報面での国際協力を確立している。このような文脈で考えた場合、自衛権行使を議論することには意味はなく、国際社会のトレンドからも外れている。」

（柳澤 2014: 57-58 頁）

(21)浅井基文は、「軍事的常識では『北朝鮮脅威』論は作り話である。仮に朝鮮が核ミサイルをアメリカ（日本、韓国）に向けて発射したら、次の瞬間にはアメリカの反撃で叩きつぶされてしまう。朝鮮に

とって核ミサイルは、米日韓の大都市を道連れにするという抑止力としてのみ意味がある」と指摘している（浅井 2014 : 53）。また、柳澤協二も、「北朝鮮は、1997 年以降も、乏しい資源を核とミサイルの開発に重点的に配分している一方、通常戦能力が強化されているとは思えない。それは、核・ミサイルがアメリカに対して譲歩を迫ることができる唯一の外交カードであるからだ。通常戦について考えれば、米韓連合軍の力が北朝鮮を圧倒しており、日本が戦闘参加を求められるような場面は考えられない」と指摘している（柳澤 2014 : 51-52）。

(22) 孫崎亨は、日本では、「中国経済は問題点を抱えていると、『あそこに欠陥、ここにも欠陥』の指摘ばかりで、中国がなぜこういう強い経済になったか、そういう中国とどう対峙するか、の真剣な議論がほとんどないように思われ」と指摘している（孫崎 2013 : 105-106）。

(23) 孫崎亨は、「近い将来に関しては、中国共産党は米国及び中国との隣国との安定的関係を持つことが安定のために不可欠であり（大国化への）機会を最大限にするために必要である」が、「北京が国益を害されると見なしたり、世論の期待に応えざるを得ないと判断した時には、中国の経済力と軍事的自信と能力は、より自己主張する形で言葉に表し行動する」といった米国国防省 2012 年報告書の指摘を引きつつ（孫崎 2013 : 200）、「領土問題に関する部分は『国益を害される』部分に該当」するので「関係国は、領土問題が軍事衝突に発展しないように最大の配慮を行う必要がある」と指摘している（孫崎 2013 : 201）。

(24) 参議院の採決の無効性については、大塚耕平参議院議員の BLOGOS「記事（第 344 回）」（2015 年 9 月 23 日 <http://blogos.com/article/135338/>）や

醍醐聰東京大学名誉教授による問題提起（「安保関連法案の採決不存在の確認と法案審議の続行を求める申し入れ」（2015 年 9 月 25 日 <http://netsy.colog-nifty.com/fusonnzai.pdf>）、「安保法案 どさくさ採決は認めない 東大名誉教授ら賛同呼び掛け」『東京新聞』2015 年 9 月 22 日朝刊（<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201509/CK2015092202000133.html>）等、参照。

(25) 長谷部恭男は、「新しい安保法制が成立しました。元最高裁長官や歴代の内閣法制局長官、多くの憲法学者や法律家らが違憲と指摘するなか、政治権力が押し切った。日本の立憲主義は壊れてしまったのでしょうか」という杉田敦の質問に対して次のように述べている。

「少なくとも、集団的自衛権の行使は憲法上許されないという、9 条解釈のコンセンサス（合意）は壊れていません。法律問題が生じた時、ほとんどは条文を読めば白黒の判断がつきませんが、9 条のように条文だけで結論を決められない問題が時々出てくる。その時、答えを決めるのは、長年議論を積み重ねた末に到達した『法律家共同体』のコンセンサスです。今後も、昨年の閣議決定は間違いだ、元に戻せと、あらゆる機会と手段を使って言い続けていくこととなります。」（朝日新聞 2015 年 09 月 27 日朝刊第 3 面）

参考文献

- 青井美帆（2014）『国家安全保障基本法批判』岩波書店（岩波ブックレット）
- 秋葉忠利（2004）『報復ではなく和解を』岩波書店
- 浅井基文（2004）『戦争する国しない国』青木書店
- 浅井基文（2014）『すっきり！ わかる集団的自衛権 Q&A』大月書店

- 浦田一郎 (2012) 『自衛力論の論理と歴史』 日本評論社
- 浦田一郎 (2016) 『集団的自衛権限定容認とは何か—憲法的、批判的分析』 日本評論社
- 奥平康弘・山口二郎編 (2014) 『集団的自衛権の何が問題か』 岩波書店
- 河上暁弘 (2006) 『日本国憲法第9条の思想的淵源の研究—「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』 専修大学出版局
- 河上暁弘 (2012) 『平和と市民自治の憲法理論』 敬文堂
- 河上暁弘 (2013) 「内閣法制局の憲法9条解釈」 広島市立大学広島平和研究所『広島平和研究』第1号
- 君島東彦 (2006) 「日本国憲法の平和主義を捉え直す」 ピープルズ・プラン研究所編『九条と民衆の安全保障』 現代企画室
- 木村草太 (2014) 「閣議決定の内容を『逸脱しないよう』、監視していく必要があります」 (インタビュー、聞き手・倉本さおり) 『週刊金曜日』2014年8月1日号
- 木村草太 (2015) 『集団的自衛権はなぜ違憲なのか』 晶文社
- 古関彰一 (2013) 『「平和国家」日本の再検討』 岩波書店 (岩波現代文庫)
- 小林直樹 (2006) 『平和憲法と共生六十年—憲法九条の総合的研究に向けて』 慈学社
- 佐藤優 (2014) 「閣議決定どう見るか」 『公明新聞』 (2014年7月6日付)
https://www.komei.or.jp/news/detail/20140706_14404)
- 寺島実郎 (2014) 「強靱なりべラルの探求」 『世界』2014年7月号
- 中村明 (2008) 『戦後政治にゆれた憲法9条』 第3版, 西海出版
- 中村政則・尹健次・天川晃・五十嵐武士編 (1995) 『世界史のなかの1945年』 岩波書店
- 長谷部恭男・杉田敦編 (2015) 『安保法制の何が問題か』 岩波書店
- 樋口陽一 (2013) 『いま、「憲法改正」をどう考えるか』 岩波書店
- 深瀬忠一 (1987) 『戦争放棄と平和的生存権』 岩波書店
- 堀尾輝久 (1994) 『日本の教育』 東京大学出版会
- 堀尾輝久 (2005) 『地球時代の教養と学力』 かもがわ出版
- 孫崎亨 (2013) 『これから世界はどうか—米国衰退と日本』 ちくま新書
- 松下圭一 (2004) 『市民立憲への憲法思考』 生活社
- 松竹伸幸 (2013) 『集団的自衛権の深層』 平凡社 (平凡社新書)
- 水島朝穂 (2014a) 「公明党の『転進』を問う」 水島朝穂ホームページ「平和憲法のメッセージ」2014年7月21日
(<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2014/0721.html>)
- 水島朝穂 (2014b) 「『7.1閣議決定』をめぐる楽観論、過小評価論の危うさ」 水島朝穂ホームページ「平和憲法のメッセージ」2014年8月4日
(<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2014/0804.html>)
- 水島朝穂 (2014c) 「虚偽と虚飾の安保法制懇報告書」 『世界』2014年7月号
- 水島朝穂 (2014d) 「安保法制懇の『政局的平和主義』」 『世界』2014年5月号
- 水島朝穂 (2015) 『ライブ講義 徹底分析! 集団

的自衛権』岩波書店

水島朝徳編 (2015) 『立憲的ダイナミズム』岩波書店

森英樹編 (2015a) 『集団的自衛権行使容認とその先にあるもの』日本評論社 (別冊法学セミナー No. 234)

森英樹編 (2015b) 『安保関連法総批判』日本評論社 (別冊法学セミナーNo. 235)

柳澤協二 (2014) 『亡国の安保政策』岩波書店

柳澤協二 (2015) 『亡国の集団的自衛権』集英社 (集英社新書)

山内敏弘 (2003) 『『安全保障』論のパラダイム転換—『国家安全保障』から『人間の安全保障』論へ』山内敏弘 『人権・平和・主権』日本評論社

山内敏弘 (2015) 『「安全保障」法制と改憲を問う』法律文化社

渡辺治 (2014) 「安倍政権とは何か」渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美 『〈大国〉への執念—安倍政権と日本の危機』大月書店

渡辺治 (2016) 『現代史の中の安倍政権』かもがわ出版

Charles Overby (1994), “A Quest for Peace with Article 9”, Asahi-Japan Quarterly, April-June 1994.

(本論文において website はいずれも 2016 年 1 月 15 日閲覧)

[かわかみ あきひろ／広島市立大学／憲法学]